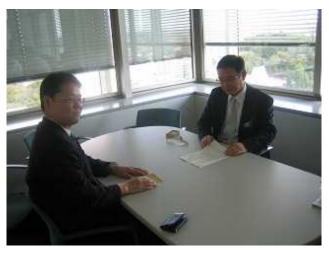
年少者の除染作業防止等の協力要請を行いました



(栃木県教育委員会学校教育課の石嶋副主幹と栃木県経営管理部文書学事課の柳田副主幹に要請する西本監督課長)



(栃木県環境森林部廃棄物対策課の久保課長に要請する西本監督 課長)

栃木労働局では1月に引き続き、4月23日に県内の年少者(高校生)が除染作業に 従事することがないよう栃木県や栃木県教育委員会に対し、西本監督課長が年少者の除 染作業防止のためのリーフレットを持参し、重ねて協力要請を行いました。

(除染作業等行う事業主の皆様へ・リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-2.html

(除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン)

 $\underline{http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-1.html}$

除染作業の発注部門から受注業者に対する年少者の除染作業防止のための関連法令の 周知・注意喚起、県内の公立・私立高等学校に対して年少者の除染作業防止のための関 連法令の周知・注意喚起に関する協力要請する目的で行いました。

高校生等の満18歳未満の年少者は、年少者の健康、福祉確保の観点からその就業に 様々な制限を設けています。

(高校生等を使用する事業主の皆様へ・リーフレット)

 $\underline{\text{http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-8a.pdf}}$

またこれ以外にも県内の汚染状況重点調査地域に指定されている8市町に対し、除染の受注注業者等に、年少者の除染作業防止のための関連法令の周知・注意喚起に関する協力要請を管轄する各労働基準監督署が行う予定です。栃木労働局は、今後とも年少者の健康、福祉確保の観点から年少者の就業制限の周知・徹底に努めてまいります。

※年少者の就業制限についてご不明な点がございましたら最寄りの各労働基準監督署又は栃木労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。